

伊丹市使用料手数料等審議会での審議事項の概要

本審議会では、市長から諮問のあった「伊丹市交通事業の健全な運営を図るための経営のあり方」についてご審議いただき、次に掲げる主な事項に関してご提言いただきたいと考えています。

審議事項①

持続可能な事業運営に向けた経営改善について

公営バスとして事業継続することを前提として、今後経営改善のために取り組むべき事項等についての提言

審議事項②

適正な受益者負担（利用者負担）のあり方について

利用者ニーズに即した、より質の高いサービスを持続的に提供していくための適切な運賃・料金のあり方に関する提言

審議事項③

利用者サービスの向上について

乗合バスとして確保すべきサービス水準と受益者負担（利用者負担）に見合ったサービス提供のあり方に関する提言

○執行機関の附属機関に関する条例

昭和39年10月28日条例第44号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定により設置する本市の執行機関の附属機関は、他の法令および条例に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事項
市長	伊丹市行財政審議会	市長の諮問に応じ、市の行財政に関する事項を調査審議し、市長に答申すること。
	伊丹市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項を調査審議し、市長に答申すること。
	伊丹市教育環境審査会	市長の諮問に応じ、教育環境保全のため建築規制に関する事項を審査し、市長に意見の具申をすること。
	伊丹市都市景観審議会	市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する事項及び風致地区内の建築等に関する事項を調査審議すること並びに重要事項に関し市長に意見の具申をすること。
	伊丹市使用料手数料等審議会	市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議することおよび重要事項に関し市長に意見の具申をすること。
	公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年伊丹市条例第48号）第3条第2項の規定により実施機関の行なう公務または通勤により生じた災害の認定について、実施機関の諮問に応じ、調査審議することおよび実施機関に対する意見の具申に関すること。
	公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく実施機関の行なう公務または通勤により生じた災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服の審査に関すること。
	伊丹市福祉対策審議会	市長の諮問に応じ、市の福祉対策に関する事項を調査審議し、市長に答申すること。
	伊丹市労働問題審議会	市長の諮問に応じ、労働問題に関する事項を調査審議することおよび重要事項に関し市長に意見の具申をすること。

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年伊丹市条例第44号）第2条の規定に基づき、伊丹市使用料手数料等審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、使用料および手数料等に関する諮問の必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長が諮問した事項を分掌する部または課が行なう。

(細則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に会長が定める。

【2】施策体系

【基本理念】

都市活動を支え だれもが快適に移動できる あしたにつながる交通まちづくり

基本目標	基本戦略	実施施策 ※【追加】は追加施策
基本目標 1 快適な移動を支える都市環境の整備	基本戦略 1-① 自転車の安全・快適な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間[☆]の整備 ・自転車駐車場の計画的な保全 ・自転車安全利用に関する啓発 ・自転車安全利用啓発指導[☆]による啓発・指導 ・警察による指導強化 ・自転車保険の加入推奨
	基本戦略 1-② 安全・快適で歩いて元気になるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行空間の整備 ・無電柱化の推進 ・街路樹の適切な管理 ・歩行者ネットワークの強化 ・安全・安心見守りネットワーク[☆]事業の推進 ・通学路・生活道路の安全対策
	基本戦略 1-③ 目的や役割に応じた効率的な道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路[☆]の整備 ・渋滞交差点の解消・緩和 ・橋梁等の計画的な保全 ・名神湾岸連絡線等の整備推進 ・【追加】被災時の輸送路確保
	基本戦略 1-④ 環境に配慮した交通まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない道路整備の推進 ・スマートムーブ[☆]の推進 ・自転車通勤の促進 ・グリーン経営[☆]の促進
基本目標 2 交流を支える公共交通の充実	基本戦略 2-① 公共交通の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい乗換案内の推進 ・駅構内での安全性の確保 ・バス停留所の整備 ・バス停留所隣接の自転車駐車場整備の検討 ・空港へのアクセス確保 ・需要に応じた路線および運行ダイヤの研究 ・新たな都市間交通の研究 ・バス位置情報提供サービスの研究 ・【追加】自動運転技術活用[☆]の研究
	基本戦略 2-② 公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用に関する啓発 ・公共施設や商業事業者、イベント等と連携した公共交通の利用促進 ・高齢者等への市営バス特別乗車証等の交付 ・市営バスオリジナルグッズの製作・販売 ・市営バス事業の経営基盤の強化 ・【追加】阪神都市圏公共交通利用促進協議会との連携 ・【追加】兵庫県地域公共交通 MaaS[☆]推進協議会との連携
	基本戦略 2-③ 高齢者等の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等への市営バス特別乗車証等の交付(再掲) ・高齢者、障がい者の外出支援 ・新しい移動手段の研究 ・【追加】高齢者等の移動手段の研究
基本目標 3 地域資源と市民力を活用した交通まちづくり	基本戦略 3-① 空港を活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・空港へのアクセス確保(再掲) ・わかりやすい乗換案内の推進(再掲) ・空港の利便性の向上 ・空港利用者の誘導
	基本戦略 3-② 中心市街地回遊性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進(再掲) ・【追加】駐車場の計画的な保全 ・公共施設や商業事業者、イベント等と連携した公共交通の利用促進(再掲) ・新しい移動手段の研究(再掲)
	基本戦略 3-③ 中心市街地における自転車等の放置の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の計画的な保全(再掲) ・自転車駐車場の利用促進 ・放置自転車等の啓発・指導 ・放置自転車等の撤去強化
	基本戦略 3-④ 市民とともに作る交通まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との連携による交通安全啓発 ・高齢者運転免許自主返納の周知・推進 ・自転車安全利用啓発指導[☆]による啓発・指導(再掲) ・利用者の声を反映した市営バス運営 ・【追加】交通政策に対する意見聴取